総合評価落札方式の評価基準【施工能力審査型】(その1)

別紙1①

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用
① 企業の施工能力	工事成績	工事成績評定点(3件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの。ただし、建築一式工事、電気工事、管工事(電気工事、管工事は建築に係るものに限る。)は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む。 ※原則、建設工事の種類が同じもの。 ※過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。 ※チャレンジ型では評価項目としない。	15点	**工事成績評価＝Σ[(Yn−65)×βn]×15/67.5** 評価は整数(小数第1位を四捨五入)＜15点を上限とする＞ Yn:工事成績評定点(3件まで申告) βn:請負金額(しゅん工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合:β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合:β=1.2 ・10百万円未満の場合:β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする) 〔技術者育成型で適用〕 **工事成績評価＝Σ[(Yn−65)]×15/45** 評価は整数(小数第1位を四捨五入)＜15点を上限とする＞ Yn:工事成績評定点(3件まで申告) 〔企業育成型で適用〕 **工事成績評価＝工事成績評定点−65** (1件を評価)＜15点を上限とする＞	○
	建設業BCP	徳島県建設業BCP認定 「徳島県建設業BCP認定制度」により県から認定を受け、認定の有効期間内にある企業(四国建設業BCPを含む) ※県内企業のみが参加する土木一式工事で適用。 ※設計金額が5,000万円以上の工事。	3点	・徳島県建設業BCP認定 1 徳島県建設業BCP認定企業 3点 2 上記以外 0点	△
	登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用 ※自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者を対象。 ※設計金額が1億円以上の工事。	2点	・登録基幹技能者の活用を評価 1 登録基幹技能者の活用 2点 2 上記以外 0点 ※1工種1名以上の活用を評価(当該工事に含まれる工種に限る)	△
	ISO等	ISO、エコアクション21の取得状況等	5点	・ISOの取得状況等 1 ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得等 5点 2 上記以外 0点	○
	生産性向上の取組 (ICT施工プロセス等)	生産性向上に資する取組 ※土木一式工事又は舗装工事のうち、ICT活用工事(受注者希望型)のみ適用。	2点	・生産性向上の取組を評価 1 ICT施工プロセスの全て又は一部(簡易型)でICT活用工事を実施 2点 2 1を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施 1点 3 上記以外 0点 ※ICT施工プロセスとは、①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品のこと。 ※「1を除く生産性向上に資するICT活用工事」とは、自動追尾型TS等を活用する工事のこと。	△
	手持ち工事数	同種工事の施工中の工事数 ※設計金額が3,000万円以上の建築一式工事、4,000万円以上の電気工事、3,000万円以上の管工事(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)で適用。ただし、電気工事及び管工事は建築に係るものに限る。	20点 又は 30点	・手持ち工事数 建築一式工事 1 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が0件 30点 2 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が1件以上 0点 電気工事 1 徳島県が発注する当初設計金額4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が0件 20点 2 徳島県が発注する当初設計金額4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が1件以上 0点 管工事 1 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の管工事の手持ち工事数が0件 20点 2 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の管工事の手持ち工事数が1件以上 0点	△
	表彰	前年度の優良工事表彰等の受賞状況 ※配点合計には含めない。 ※配点合計を超える加算はしない。 ※受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。 ※受賞した部に関する発注工事に限る。 ※評価は、いずれか一つの表彰に限る。 ※チャレンジ型では評価項目としない。	5点	・徳島県優良工事表彰等の受賞状況 1 知事賞の受賞 5点 2 部長賞の受賞 2点 3 上記以外 0点 ※「優良工事表彰」、「優良下請工事表彰」を対象とする。	△

○:必須項目　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【施工能力審査型】(その2)

別紙1②

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用
② 配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の資格	土木施工管理技士等の資格保有状況 ※対象工事の種類によって、評価の対象保有資格を設定(ex:建築工事の場合、建築施工管理技士等により評価)又技能士等を積極的に活用。	5点	・資格保有状況を6段階評価(標準) 1 技術士(建設部門等)又は1級土木施工管理技士 5点 2 1級土木施工管理技士補 4点 3 1級建設機械施工(管理)技士又は2級土木施工管理技士 3点 4 1級建設機械施工管理技士補 2点 5 2級建設機械施工(管理)技士 1点 6 上記以外 0点 ※1級施工管理技士補として評価するのは、同一の建設工事の種類において主任技術者の資格(2級施工管理技士や10年以上の実務経験等)を有する者に限る。	○
	CPD	継続学習に係る取得単位数により評価 ※当分の間、土木一式工事、建築一式工事のみ適用。 ※有効期間:原則、過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで。	5点	・取得単位数を3段階評価 1 有効取得単位数が50ユニット以上 5点 2 有効取得単位数が30ユニット以上 3点 3 上記以外 0点 ※前年度に取得単位がないものは評価しない。	△
	工事成績	現場代理人、監理技術者補佐、主任(監理)技術者としての工事成績評定点(3件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの。ただし、建築一式工事、電気工事、管工事(電気工事、管工事は建築に係るものに限る。)は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む。 ※原則、建設工事の種類が同じもの。 ※過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。ただし、入札公告日時点で45歳未満の場合は、過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。 ※橋梁修繕工事(PC)、鋼構造物工事は、担当技術者として従事した工事の工事成績評定点を評価対象とする。 ※チャレンジ型では評価項目としない。 ※UIJターンの技術者は、前年度又は前々年度に県外から県内に住所変更した県内在住の新規雇用された者に限る。	15点	**工事成績評価＝Σ[(Yn−65)×βn]×15/67.5** 評価は整数(小数第1位を四捨五入)<15点を上限とする> Yn:工事成績評定点(3件まで申告) βn:請負金額(しゅん工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合:β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合:β=1.2 ・10百万円未満の場合:β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする) 〔技術者育成型で適用〕 **工事成績評価＝Σ[(Yn−65)]×15/45＋(技術者加算)** 評価は整数(小数第1位を四捨五入)<15点を上限とする> Yn:工事成績評定点(3件まで申告) ・技術者加算 1 配置予定技術者の年齢が30歳未満 15点 2 配置予定技術者の年齢が30歳以上35歳未満 10点 3 配置予定技術者の年齢が35歳以上45歳未満 5点 4 配置予定技術者の年齢が45歳以上 0点 ※技術者加算は、工事成績評価に加算する。女性及びUIJターンの技術者は、上表にそれぞれ2点を加算する。ただし、配点を超える加算はしない。 ※配置予定技術者の年齢は、入札公告日時点の年齢とする。 〔企業育成型で適用〕 **工事成績評価＝工事成績評定点−65** (1件を評価)<15点を上限とする>	○
	表彰	前年度の優良建設技術者表彰の受賞状況 ※配点合計には含めない。 ※配点合計を超える加算はしない。 ※受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。 ※受賞した部に関する発注工事に限る。 ※チャレンジ型では評価項目としない。	3点	・徳島県優良建設技術者表彰の受賞状況 1 知事賞の受賞 3点 2 部長賞の受賞 1点 3 上記以外 0点 ※受賞技術者を配置予定技術者として申請する場合に限る。	△

○:必須項目　　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【施工能力審査型】(その3)

別紙1③

評価項目			評価事項	配点	評価基準	適用
③ 地域貢献度	地域防災力	協定等	災害時支援協定 国・地方公共団体等と公共土木施設を対象とした「防災協定」の締結	5点	・災害時支援協定の締結 1 協定の締結 5点 2 上記以外 0点	△
			広域的な災害時相互支援協定 県と災害時支援協定を締結するとともに、他の都道府県の団体と相互支援協定を締結 ※土木一式工事、建築一式工事、解体工事に適用。	3点	・広域的な災害時相互支援協定締結 1 広域的な災害時相互支援協定を締結 3点 2 上記以外 0点	△
			家畜伝染病支援協定等 ※土木一式工事、建築一式工事に適用。	5点	・家畜伝染病支援協定の締結等 1 協定を締結し研修・訓練に参加、又は活動の実績 5点 2 支援活動に関する研修・訓練に参加 2点 3 上記以外 0点 ※研修は、原則、過去2カ年度及び当該年度の入札公告日までの参加実績	△
			大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」により、県内の道路啓開作業に従事する者 ※土木一式工事に適用。	5点	・大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 1 協定により、県内の道路啓開作業に従事する者 5点 2 上記以外 0点	△
			応急工事に関する協定(覚書)等 「応急工事に関する協定(覚書)」等に基づき、路線管理を行う企業 ※過疎地域等における土木一式工事に適用。	5点	・応急工事に関する協定(覚書) 1 協定等に基づき、路線管理を行う者 5点 2 上記以外 0点 ※旧50市町村(平成16年9月末時点)単位で評価	△
		機械保有状況	建設機械の保有状況 ※原則、土木一式工事、解体工事に適用。 ※バックホウは0.1m3、トラクタショベルは0.4m3以上に限る。 ※当分の間、排出ガス対策型の適否は問わない。 ※解体工事では機械の規格を問わないが、バックホウはコンクリート圧砕機や鉄骨切断機が取付け可能な機種であること。	5点	・建設機械の保有状況を3段階評価 土木一式工事 1 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有 5点 2 バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有 3点 3 上記以外 0点 解体工事 1 バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで3組以上保有 5点 2 バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで2組以上保有 3点 3 上記以外 0点	△
	県内企業活用	県内下請け	県内企業の活用計画 ※県内企業で施工できない工種を除外することができる。 ※原則、舗装工事等を除く。	5点	・県内企業の活用計画を評価 1 全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出(ただし、○○工を除く) 5点 2 上記以外 0点	○
		県内産資材	県内産資材の活用計画 ※指定する資材。	2点	・県内産資材の活用計画を評価 1 指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出 2点 2 上記以外 0点	△
④ 地域精通度			主たる営業所の所在 ※入札に参加する者に必要な資格に応じて適用。 ※(4)は、設計金額が7,000万円以上の建築一式工事、4,000万円以上の電気工事、3,000万円以上の管工事(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)で適用。ただし、電気工事及び管工事は建築に係るものに限る。 ※(5)は、橋梁塗装工事に限る。	10点 又は 15点 又は 20点	・主たる営業所の所在(1) 1 同じ地域内に主たる営業所がある 10点 2 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(2) 1 主たる営業所が○○庁舎管内にある 15点 2 主たる営業所が○○局管内にある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(3) 1 徳島県内に主たる営業所がある 15点 2 徳島県内に営業所がある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(4) 1 主たる営業所が○○地区内にある 20点 2 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(5) 1 主たる営業所が○○庁舎管内にある 10点 2 上記以外 0点	△
⑤ 減点措置			低価格入札による減点措置 ※1は、低入札価格調査基準価格を下回った額で応札した場合に適用。当該入札に限る。 ※2は、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した場合に適用。開札日において減点措置の対象となる者の加算点を算出する際に減点する。(減点は累積する。) ※同時に1と2の対象となる場合は、合計した点数を減点する。	累積点	・低価格入札による得点の減点 1 低入札価格調査基準価格を下回った価格での応札 -20点 2 低入札価格調査基準価格を下回った価格での落札 -20点	○

○:必須項目　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型A】(その1)

別紙1④

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用
① 簡易な施工計画	工程管理の適切性	工程管理について考慮すべき事項等の記述内容	1項目×20点	・簡易な施工計画の内容を5段階評価 優(上) 当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に優れた内容である 20点 優(下) 当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、優れた内容である 15点 良(上) 当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に良い内容である 10点 良(下) 当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、良い内容である 5点 可 当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切である 0点	○
	品質・施工の確認方法、管理方法の適切性	品質・施工の確認方法、管理方法について考慮すべき事項等の記述内容			
	施工上配慮すべき事項の適切性	施工上配慮すべき事項について考慮すべき事項等の記述内容			
	施工上の課題への対応の的確性	施工上の課題への対応について考慮すべき事項等の記述内容			
② 企業の施工能力	同種工事の施工実績	同種工事の施工実績の件数 ※標準対象期間:過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに竣工したもの。 ※同種工事の内容により、対象期間を増減可能。	15点	・施工実績の件数を4段階評価 1 同種工事の施工実績が○件以上 15点 2 同種工事の施工実績が○～○件 10点 3 同種工事の施工実績が○～○件 5点 4 上記以外 0点	△
	工事成績	工事成績評定点(5件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの。ただし、建築一式工事、電気工事、管工事(電気工事、管工事は建築にかかるものに限る。)は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む。 ※原則、建設工事の種類が同じもの。 ※過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。	20点又は25点	工事成績評価＝Σ[(Yn−65)×βn]×25/112.5 建築一式工事、電気工事又は管工事は25点を20点とする 評価は整数(小数第1位を四捨五入)＜25点を上限とする＞ Yn:工事成績評定点(5件まで申告) βn:請負金額(しゅん工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合:β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合:β=1.2 ・10百万円未満の場合:β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする)	○
	建設業BCP	徳島県建設業BCP認定 「徳島県建設業BCP認定制度」により県から認定を受け、認定の有効期間内にある企業(四国建設業BCPを含む) ※県内企業のみが参加する土木一式工事で適用。	3点	・徳島県建設業BCP認定 1 徳島県建設業BCP認定企業 3点 2 上記以外 0点	△
	登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用 ※自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者を対象。 ※設計金額が1億円以上の工事。	2点	・登録基幹技能者の活用を評価 1 登録基幹技能者の活用 2点 2 上記以外 0点 ※1工種1名以上の活用を評価(当該工事に含まれる工種に限る)	△
	ISO等	ISO、エコアクション21の取得状況等	5点	・ISOの取得状況等 1 ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得等 5点 2 上記以外 0点	○
	生産性向上の取組(ICT施工プロセス)	生産性向上に資する取組 ※土木一式工事又は舗装工事のうち、ICT活用工事(受注者希望型)のみ適用。	2点	・生産性向上の取組を評価 1 ICT施工プロセスの全て又は一部(簡易型)でICT活用工事を実施 2点 2 1を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施 1点 3 上記以外 0点 ※ICT施工プロセスとは、①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品のこと。 ※「1を除く生産性向上に資するICT活用工事」とは、自動追尾型TS等を活用する工事のこと。	△
	手持ち工事数	同種工事の施工中の工事数 ※設計金額が3,000万円以上の建築一式工事、4,000万円以上の電気工事、3,000万円以上の管工事(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)で適用。ただし、電気工事及び管工事は建築に係るものに限る。	20点又は30点	・手持ち工事数 建築一式工事 1 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が0件 30点 2 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が1件以上 0点 電気工事 1 徳島県が発注する当初設計金額4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が0件 20点 2 徳島県が発注する当初設計金額4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が1件以上 0点 管工事 1 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の管工事の手持ち工事数が0件 20点 2 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の管工事の手持ち工事数が1件以上 0点	△
	表彰	前年度優良工事表彰等の受賞状況 ※配点合計には含めない。 ※配点合計を超える加算はしない。 ※受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。 ※受賞した部に関する発注工事に限る。 ※評価は、いずれか一つの表彰に限る。	5点	・徳島県優良工事表彰等の受賞状況 1 知事賞の受賞 5点 2 部長賞の受賞 2点 3 上記以外 0点 ※「優良工事表彰」、「優良下請工事表彰」を対象とする。	△

○:必須項目　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型A】(その2)

別紙1⑤

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用
③ 配置予定技術者の施工能力	配置予定技術者の資格	土木施工管理技士等の資格保有状況 ※対象工事の種類によって、評価の対象保有資格を設定(ex:建築工事の場合、建築施工管理技士等により評価)又技能士等を積極的に活用。	5点	・資格保有状況を6段階評価(標準) 1 技術士(建設部門等)又は1級土木施工管理技士 5点 2 1級土木施工管理技士補 4点 3 1級建設機械施工(管理)技士又は2級土木施工管理技士 3点 4 1級建設機械施工管理技士補 2点 5 2級建設機械施工(管理)技士 1点 6 上記以外 0点 ※1級施工管理技士補として評価するのは、同一の建設工事の種類において主任技術者の資格(2級施工管理技士や10年以上の実務経験等)を有する者に限る。	○
	CPD	継続学習に係る取得単位数により評価 ※当分の間、土木一式工事、建築一式工事のみ適用。 ※有効期間:原則、過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで。	5点	・取得単位数を3段階評価 1 有効取得単位数が50ユニット以上 5点 2 有効取得単位数が30ユニット以上 3点 3 上記以外 0点 ※前年度に取得単位がないものは評価しない。	△
	同種工事の施工経験	現場代理人、監理技術者補佐、主任(監理)技術者としての同種工事の施工経験の件数 ※標準対象期間:過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに竣工したもの。 ※同種工事の内容により、対象期間を増減可能。 ※橋梁修繕工事(PC)、鋼構造物工事は、担当技術者として従事した工事の施工経験を評価対象とする。	10点	・施工経験の件数を3段階評価 1 同種工事の施工経験が○件以上 10点 2 同種工事の施工経験が○件 5点 3 上記以外 0点	△
	工事成績	現場代理人、監理技術者補佐、主任(監理)技術者としての工事成績評定点(3件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの。ただし、建築一式工事、電気工事、管工事(電気工事、管工事は建築に係るものに限る。)は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む。 ※原則、建設工事の種類が同じもの。 ※過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。ただし、入札公告日時点で45歳未満の場合は、過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。 ※橋梁修繕工事(PC)、鋼構造物工事は、担当技術者として従事した工事の工事成績評定点を評価対象とする。	20点 又は 25点	工事成績評価＝Σ[(Yn−65)×βn]×25/67.5 建築一式工事、電気工事又は管工事は25点を20点とする 評価は整数(小数第1位を四捨五入)＜25点を上限とする＞ Yn:工事成績(3件まで申告) βn:請負金額(しゅん工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合:β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合:β=1.2 ・10百万円未満の場合:β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする)	○
	表彰	前年度の優良建設技術者表彰の受賞状況 ※配点合計には含めない。 ※配点合計を超える加算はしない。 ※受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。 ※受賞した部に関する発注工事に限る。	3点	・徳島県優良建設技術者表彰の受賞状況 1 知事賞の受賞 3点 2 部長賞の受賞 1点 3 上記以外 0点 ※受賞技術者を配置予定技術者として申請する場合に限る。	△

○:必須項目　　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型A】(その3)

別紙1⑥

評価項目			評価事項	配点	評価基準	適用
④ 地域貢献度	地域防災力	協定等	災害時支援協定 国・地方公共団体等と公共土木施設を対象とした「防災協定」の締結	5点	・災害時支援協定の締結 1 協定の締結 5点 2 上記以外 0点	△
			広域的な災害時相互支援協定 県と災害時支援協定を締結するとともに、他の都道府県の団体と相互支援協定を締結 ※土木一式工事、建築一式工事、解体工事に適用。	3点	・広域的な災害時相互支援協定締結 1 広域的な災害時相互支援協定を締結 3点 2 上記以外 0点	△
			家畜伝染病支援協定等 ※土木一式工事、建築一式工事に適用。	5点	・家畜伝染病支援協定の締結等 1 協定を締結し研修・訓練に参加、又は活動の実績 5点 2 支援活動に関する研修・訓練に参加 2点 3 上記以外 0点 ※研修は、原則、過去2カ年度及び当該年度の入札公告日までの参加実績	△
			大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」により、県内の道路啓開作業に従事する者 ※土木一式工事に適用。	5点	・大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 1 協定により、県内の道路啓開作業に従事する者 5点 2 上記以外 0点	△
			応急工事に関する協定(覚書)等 「応急工事に関する協定(覚書)」等に基づき、路線管理を行う企業 ※過疎地域等における土木一式工事に適用。	5点	・応急工事に関する協定(覚書) 1 協定等に基づき、路線管理を行う者 5点 2 上記以外 0点 ※旧50市町村(平成16年9月末時点)単位で評価	△
		機械保有状況	建設機械の保有状況 ※原則、土木一式工事、解体工事に適用。 ※当分の間、(　)内の値で評価する。 ※バックホウは0.1m3、トラクタショベルは0.4m3以上に限る。 ※排出ガス対策型建設機械の規制次数は問わない。 ※トラクタショベルルは排出ガス対策型の適否は問わない。 ※解体工事では機械の規格を問わないが、バックホウはコンクリート圧砕機や鉄骨切断機が取付け可能な機種であること。	5点 又は 7点	・建設機械の保有状況等を4(3)段階評価 土木一式工事 1 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有し、そのうち3(1)台が排出ガス対策型バックホウ又はトラクタショベル 7点 2 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有 5点 3 バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有 3点 4 上記以外 0点 解体工事 1 バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで3組以上保有 5点 2 バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで2組以上保有 3点 3 上記以外 0点	△
	県内企業活用	県内下請け	県内企業の活用計画 ※県内企業で施工できない工種を除外することができる。 ※原則、舗装工事等を除く。	5点	・県内企業の活用計画を評価 1 全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出(ただし、○○工を除く) 5点 2 上記以外 0点	○
		県内産資材	県内産資材の活用計画 ※指定する資材。	2点	・県内産資材の活用計画を評価 1 指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出 2点 2 上記以外 0点	△
⑤ 地域精通度			主たる営業所の所在 ※入札に参加する者に必要な資格に応じて適用。 ※(3)は、設計金額が7,000万円以上の建築一式工事、4,000万円以上の電気工事、3,000万円以上の管工事(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)で適用。ただし、電気工事及び管工事は建築に係るものに限る。	15点 又は 20点	・主たる営業所の所在(1) 1 徳島県内に主たる営業所がある 15点 2 徳島県内に営業所がある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(2) 1 主たる営業所が○○庁舎管内にある 15点 2 主たる営業所が○○局管内にある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(3) 1 主たる営業所が○○地区内にある 20点 2 上記以外 0点	△
⑥ 減点措置			低価格入札による減点措置 ※1は、低入札価格調査基準価格を下回った額で応札した場合に適用。当該入札に限る。 ※2は、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した場合に適用。開札日において減点措置の対象となる者の加算点を算出する際に減点する。(減点は累積する。) ※同時に1と2の対象となる場合は、合計した点数を減点する。	累積点	・低価格入札による得点の減点 1 低入札価格調査基準価格を下回った価格での応札 -20点 2 低入札価格調査基準価格を下回った価格での落札 -20点	○

○:必須項目　　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型B・標準型】(その1)

別紙1⑦

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">評価項目</th><th rowspan="2">評価事項</th><th rowspan="2">配点</th><th rowspan="2">評価基準</th><th colspan="2">適用</th></tr>
<tr><th>標準型</th><th>簡易型</th></tr>
<tr><td rowspan="3">①</td><td rowspan="3">技術提案</td><td>総合的なコストの縮減</td><td rowspan="3">1項目
×40点</td><td rowspan="3">○提案値を求める場合
・提案値は、提案内容に応じて階層(3段階等)評価や単位値当たりで評価し、1項目当たり0点から20点を与える
・提案値の実現性、有効性を確認するための施工計画は、5段階により評価し、1項目当たり0点から20点を与える
<table><tr><td>優(上)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に優れた内容で工夫が見られる</td><td>20点</td></tr><tr><td>優(下)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、優れた内容で工夫が見られる</td><td>15点</td></tr><tr><td>良(上)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に良い内容で工夫が見られる</td><td>10点</td></tr><tr><td>良(下)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、良い内容で工夫が見られる</td><td>5点</td></tr><tr><td>可</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切である</td><td>0点</td></tr></table>○提案値を求めない場合
・技術提案と具体的な施工計画の内容を5段階により評価し、各々1項目当たり0点から20点を与える
<table><tr><td>優(上)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に優れた内容で工夫が見られる</td><td>20点</td></tr><tr><td>優(下)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、優れた内容で工夫が見られる</td><td>15点</td></tr><tr><td>良(上)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に良い内容で工夫が見られる</td><td>10点</td></tr><tr><td>良(下)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、良い内容で工夫が見られる</td><td>5点</td></tr><tr><td>可</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切である</td><td>0点</td></tr></table></td><td rowspan="3">○</td><td rowspan="3">－</td></tr>
<tr><td>工事目的物の性能・機能の向上</td><td>排水性舗装の騒音低減、コンクリートのひび割れ抑制方法、品質・出来形・材料管理の実施方法、コンクリート等の品質向上のための対策等、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定</td></tr>
<tr><td>社会的要請への対応</td><td>工事中の騒音・振動・粉塵の低減、工事排水の水質汚濁の抑制、交通規制日数の短縮、特別な安全対策の方法、建設副産物の発生量の削減等、工事の施工条件や環境条件等から工事ごとに施工上の技術的課題を踏まえて設定</td></tr>
<tr><td rowspan="5">②</td><td rowspan="5">簡易な施工計画</td><td>工程管理の適切性</td><td>工程管理について考慮すべき事項等の記述内容</td><td rowspan="4">1項目
×20点</td><td rowspan="4">・簡易な施工計画の内容を5段階評価
<table><tr><td>優(上)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に優れた内容である</td><td>20点</td></tr><tr><td>優(下)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、優れた内容である</td><td>15点</td></tr><tr><td>良(上)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、特に良い内容である</td><td>10点</td></tr><tr><td>良(下)</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切であり、良い内容である</td><td>5点</td></tr><tr><td>可</td><td>当該工事の工事特性(工事内容、環境条件等)を踏まえて適切である</td><td>0点</td></tr></table></td><td rowspan="4">○</td><td rowspan="4">○</td></tr>
<tr><td>品質・施工の確認方法、管理方法の適切性</td><td>品質・施工の確認方法、管理方法について考慮すべき事項等の記述内容</td></tr>
<tr><td>施工上配慮すべき事項の適切性</td><td>施工上配慮すべき事項について考慮すべき事項等の記述内容</td></tr>
<tr><td>施工上の課題への対応の的確性</td><td>施工上の課題への対応について考慮すべき事項等の記述内容</td></tr>
<tr><td>コスト縮減に対する考え方</td><td>コスト縮減に対する考え方についての記述内容

※VE方式の試行工事で適用する。</td><td>20点</td><td>・コスト縮減に対する考え方を概算低減率に応じて3段階評価
<table><tr><td>1</td><td>コスト縮減に対する考え方の記載が具体的で、概算低減率が○%以上見込まれる</td><td>20点</td></tr><tr><td>2</td><td>コスト縮減に対する考え方の記載が具体的で、概算低減率が△%以上見込まれる</td><td>10点</td></tr><tr><td>3</td><td>上記以外の者</td><td>0点</td></tr></table>概算低減率(%) ＝
$\frac{\text{適切と認められるコスト縮減の概算低減額の合計}}{\text{設計金額}} \times 100$</td><td>△</td><td>△</td></tr>
</table>

※簡易な施工計画は原則、「担い手育成等に関する提案」を求め、その内容を評価する。　　○:必須項目　　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型B・標準型】(その2)

別紙1⑧

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用 標準型	適用 簡易型
③ 企業の施工能力	同種工事の施工実績	同種工事の施工実績の件数 ※標準対象期間:過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに竣工したもの。 ※同種工事の内容により、対象期間を増減可能。	15点	・施工実績の件数を4段階評価 1 同種工事の施工実績が○件以上 15点 2 同種工事の施工実績が○～○件 10点 3 同種工事の施工実績が○～○件 5点 4 上記以外 0点	○	△
	工事成績	工事成績評定点(5件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの。ただし、建築一式工事、電気工事、管工事(電気工事、管工事は建築に係るものに限る。)は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む。 ※原則、建設工事の種類が同じもの。 ※過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。	20点 又は 25点	**工事成績評価＝Σ[(Yn-65)×βn]×25/112.5** 建築一式工事、電気工事又は管工事は25点を20点とする 評価は整数(小数第1位を四捨五入)＜25点を上限とする＞ Yn:工事成績評定点(5件まで申告) βn:請負金額(しゅん工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合:β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合:β=1.2 ・10百万円未満の場合:β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする)	○	○
	建設業BCP	徳島県建設業BCP認定 「徳島県建設業BCP認定制度」により県から認定を受け、認定の有効期間内にある企業(四国建設業BCPを含む) ※県内企業のみが参加する土木一式工事で適用。	5点	・徳島県建設業BCP認定 1 徳島県建設業BCP認定企業 5点 2 上記以外 0点	△	△
	登録基幹技能者	登録基幹技能者の活用 ※自社又は主たる営業所が徳島県内にある下請企業に所属する登録基幹技能者及び下請企業に所属する県内在住の登録基幹技能者を対象。	2点	・登録基幹技能者の活用を評価 1 登録基幹技能者の活用 2点 2 上記以外 0点 ※1工種1名以上の活用を評価(当該工事に含まれる工種に限る)	△	△
	ISO等	ISO、エコアクション21の取得状況等	5点	・ISOの取得状況等 1 ISO9001、ISO14001、エコアクション21のいずれかを取得等 5点 2 上記以外 0点	○	○
	生産性向上の取組 (ICT施工プロセス)	生産性向上に資する取組 ※土木一式工事又は舗装工事のうち、ICT活用工事(受注者希望型)のみ適用。	2点	・生産性向上の取組を評価 1 ICT施工プロセスの全て又は一部(簡易型)でICT活用工事を実施 2点 2 1を除く生産性向上に資するICT活用工事を実施 1点 3 上記以外 0点 ※ICT施工プロセスとは、①3次元起工測量、②3次元設計データ作成、③ICT建設機械による施工、④3次元出来形管理等の施工管理、⑤3次元データの納品のこと。 ※「1を除く生産性向上に資するICT活用工事」とは、自動追尾型TS等を活用する工事のこと。	△	△
	手持ち工事数	同種工事の施工中の工事数 ※設計金額が3,000万円以上の建築一式工事、4,000万円以上の電気工事、3,000万円以上の管工事(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)で適用。ただし、電気工事及び管工事は建築に係るものに限る。	20点 又は 30点	・手持ち工事数 建築一式工事 1 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が0件 30点 2 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の建築一式工事の手持ち工事数が1件以上 0点 電気工事 1 徳島県が発注する当初設計金額4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が0件 20点 2 徳島県が発注する当初設計金額4,000万円以上の電気工事の手持ち工事数が1件以上 0点 管工事 1 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の管工事の手持ち工事数が0件 20点 2 徳島県が発注する当初設計金額3,000万円以上の管工事の手持ち工事数が1件以上 0点	△	△
	表彰	前年度の優良工事表彰等の受賞状況 ※配点合計には含めない。 ※配点合計を超える加算はしない。 ※受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。 ※受賞した部に関する発注工事に限る。 ※評価は、いずれか一つの表彰に限る。	5点	・徳島県優良工事表彰等の受賞状況 1 知事賞の受賞 5点 2 部長賞の受賞 2点 3 上記以外 0点 ※「優良工事表彰」、「優良下請工事表彰」を対象とする。	△	△

○:必須項目　　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型B・標準型】(その3)

別紙1⑨

評価項目		評価事項	配点	評価基準	適用 標準型	適用 簡易型
④ 配置予定技術者の施工能力	CPD	継続学習に係る取得単位数により評価 ※当分の間、土木一式工事、建築一式工事のみ適用。 ※有効期間:原則、過去5か年度及び当該年度の入札公告日まで。	5点	・取得単位数を3段階評価 1 有効取得単位数が50ユニット以上 5点 2 有効取得単位数が30ユニット以上 3点 3 上記以外 0点 ※前年度に取得単位がないものは評価しない。	△	△
	同種工事の施工経験	現場代理人、監理技術者補佐、主任(監理)技術者としての同種工事の施工経験の件数 ※標準対象期間:過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに竣工したもの。 ※同種工事の内容により、対象期間を増減可能。 ※橋梁修繕工事(PC)、鋼構造物工事は、担当技術者として従事した工事の施工経験を評価対象とする。	10点	・施工経験の件数を3段階評価 1 同種工事の施工経験が○件以上 10点 2 同種工事の施工経験が○件 5点 3 上記以外 0点	○	△
	工事成績	現場代理人、監理技術者補佐、主任(監理)技術者としての工事成績評定点(3件以内)の評価 ※徳島県及び国の行政機関が定める工事成績評定要領等に基づき通知されたもの。ただし、建築一式工事、電気工事、管工事(電気工事、管工事は建築に係るものに限る。)は、国の「工事成績評定相互利用対象工事」を含む。 ※原則、建設工事の種類が同じもの。 ※過去10か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。ただし、入札公告日時点で45歳未満の場合は、過去15か年度及び当該年度の入札公告日までに成績通知されたもの。 ※橋梁修繕工事(PC)、鋼構造物工事は、担当技術者として従事した工事の工事成績評定点を評価対象とする。	20点 又は 25点	**工事成績評価＝Σ[(Yn−65)×βn]×25/67.5** 建築一式工事、電気工事又は管工事は25点を20点とする 評価は整数(小数第1位を四捨五入)＜25点を上限とする＞ Yn:工事成績評定点(3件まで申告) βn:請負金額(しゅん工時)の補正係数 ・25百万円以上の場合:β=1.5 ・10百万円以上25百万円未満の場合:β=1.2 ・10百万円未満の場合:β=1.0 (ただし建築一式工事は25百万円を50百万円とする)	○	○
	表彰	前年度の優良建設技術者表彰の受賞状況 ※配点合計には含めない。 ※配点合計を超える加算はしない。 ※受賞した工事の種類と同じ発注工事に限る。 ※受賞した部に関する発注工事に限る。	3点	・徳島県優良建設技術者表彰の受賞状況 1 知事賞の受賞 3点 2 部長賞の受賞 1点 3 上記以外 0点 ※受賞技術者を配置予定技術者として申請する場合に限る。	△	△

○:必須項目　　△:選択項目

総合評価落札方式の評価基準【簡易型B・標準型】(その4)

別紙1⑩

評価項目			評価事項	配点	評価基準	適用 標準型	適用 簡易型
⑤ 地域貢献度	地域防災力	協定等	災害時支援協定 国・地方公共団体等と公共土木施設を対象とした「防災協定」の締結	5点	・災害時支援協定の締結 1 協定の締結 5点 2 上記以外 0点	△	△
			広域的な災害時相互支援協定 県と災害時支援協定を締結するとともに、他の都道府県の団体と相互支援協定を締結 ※土木一式工事、建築一式工事、解体工事に適用。	3点	・広域的な災害時相互支援協定締結 1 広域的な災害時相互支援協定を締結 3点 2 上記以外 0点	△	△
			家畜伝染病支援協定等 ※土木一式工事、建築一式工事に適用。	5点	・家畜伝染病支援協定の締結等 1 協定を締結し研修・訓練に参加、又は活動の実績 5点 2 支援活動に関する研修・訓練に参加 2点 3 上記以外 0点 ※研修は、原則、過去2カ年度及び当該年度の入札公告日までの参加実績	△	△
			大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 「大規模災害発生時の道路啓開に関する協定」により、県内の道路啓開作業に従事する者 ※土木一式工事に適用。	5点	・大規模災害発生時の道路啓開に関する協定 1 協定により、県内の道路啓開作業に従事する者 5点 2 上記以外 0点	△	△
			応急工事に関する協定(覚書)等 「応急工事に関する協定(覚書)」等に基づき、路線管理を行う企業 ※過疎地域等における土木一式工事に適用。	5点	・応急工事に関する協定(覚書) 1 協定等に基づき、路線管理を行う者 5点 2 上記以外 0点 ※旧50市町村(平成16年9月末時点)単位で評価	△	△
		機械保有状況	建設機械の保有状況 ※原則、土木一式工事、解体工事に適用。 ※当分の間、(　)内の値で評価する。 ※バックホウは0.1m3、トラクタショベルは0.4m3以上に限る。 ※排出ガス対策型建設機械の規制次数は問わない。 ※トラクタショベルルは排出ガス対策型の適否は問わない。 ※解体工事では機械の規格を問わないが、バックホウはコンクリート圧砕機や鉄骨切断機が取付け可能な機種であること。	5点又は7点	・建設機械の保有状況等を4(3)段階評価 土木一式工事 1 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有し、そのうち3(1)台が排出ガス対策型バックホウ又はトラクタショベル 7点 2 バックホウとトラクタショベルをあわせて3台以上保有 5点 3 バックホウとトラクタショベルをあわせて2台保有 3点 4 上記以外 0点 解体工事 1 バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで3組以上保有 5点 2 バックホウとコンクリート圧砕機又は鉄骨切断機の組合せで2組以上保有 3点 3 上記以外 0点	△	△
	県内企業活用	県内下請け	県内企業の活用計画 ※県内企業で施工できない工種を除外することができる。 ※原則、舗装工事等を除く。	5点	・県内企業の活用計画を評価 1 全ての一次下請契約を県内企業と締結する計画を提出又は全て自社施工を行う計画を提出(ただし、○○工を除く) 5点 2 上記以外 0点	○	○
		県内産資材	県内産資材の活用計画 ※指定する資材。	2点	・県内産資材の活用計画を評価 1 指定資材の全てを県内産資材を活用する計画を提出 2点 2 上記以外 0点	△	△
⑥ 地域精通度			主たる営業所の所在 ※入札に参加する者に必要な資格に応じて適用。 ※(5)は、設計金額が7,000万円以上の建築一式工事、4,000万円以上の電気工事、3,000万円以上の管工事(給排水、給湯、衛生、ガス又は浄化槽設備の工事をいう)で適用。ただし、電気工事及び管工事は建築に係るものに限る。	15点又は5点又は20点	・主たる営業所の所在(1) 1 徳島県内に主たる営業所がある 15点 2 徳島県内に営業所がある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(2) 1 主たる営業所が○○庁舎管内にある 15点 2 主たる営業所が○○局管内にある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(3) 1 徳島県内に主たる営業所がある 15点 2 徳島県内に営業所がある又は徳島県内にJVその他構成員の主たる営業所がある 5点 3 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(4) 1 同じ地域内にJVその他構成員の主たる営業所がある 5点 2 上記以外 0点 ・主たる営業所の所在(5) 1 主たる営業所が○○地区内にある 20点 2 上記以外 0点	△	△
⑦ 減点措置			低価格入札による減点措置 ※1は、低入札価格調査基準価格を下回った額で応札した場合に適用。当該入札に限る。 ※2は、低入札価格調査基準価格を下回った額で落札した場合に適用。開札日において減点措置の対象となる者の加算点を算出する際に減点する。(減点は累積する。) ※同時に1と2の対象となる場合は、合計した点数を減点する。	累積点	・低価格入札による得点の減点 1 低入札価格調査基準価格を下回った価格での応札 -20点 2 低入札価格調査基準価格を下回った価格での落札 -20点	○	○

○:必須項目　　△:選択項目